

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る

特約条項第1条第1項に係る特記仕様書

本委託業務は賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

- 1 本委託業務における直接人件費とは、受注者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、業務管理費として計上すること。
- 2 本委託業務における賃金水準又は物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

奈良県最低賃金（以下「最低賃金」という。）

労務単価（該当労務単価：\_\_\_\_\_）

(2) 物価水準

物品の単価（該当物品：\_\_\_\_\_）

消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合指数、（以下、物価指数という。）

労務単価を基に算出した経費

- 3 本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。

本市設計書による算出

受注者から提出された内訳書による算出

ただし、人件費については、受注者の内訳書中の直接人件費に、履行開始日時点の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とし、物品費については、受注者の内訳書中の物品費に、履行開始日時点の物価指数と変更請求時の物価指数を比較した変動率を乗じた値を上限とする。